

東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日

条例第30号

改正 平成29年12月25日条例第19号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(村の責務)

第3条 村は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げ

る機関が行う同表の右欄に掲げる事務，別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び村長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は，同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。
- 3 村長又は教育委員会は，法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において，他の条例，規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は，別表第3の第1欄に掲げる機関が，同表の第3欄に掲げる機関に対し，同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において，同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において，他の条例，規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提

出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平29条例19・追加)

機関	事務
1 村長	東海村医療福祉費支給に関する条例(昭和51年東海村条例第39号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	東海村児童生徒就学援助規則(平成29年東海村教育委員会規則第9号)による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

(平29条例19・追加)

機関	事務	特定個人情報
1 村長	東海村医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

		<p>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 村長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>

別表第 3（第 5 条関係）

（平 29 条例 19・追加）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	東海村児童生徒就学援助規則による就学援助費の支給等に関する事務で	村長	地方税関係情報 であって規則で定めるもの
			住民票関係情報

	あつて規則で定め るもの		であつて規則で 定めるもの
--	-----------------	--	------------------